東大阪市政だより有料広告募集業務仕様書

1 業務内容

東大阪市が発行する東大阪市政だよりに広告を掲載する広告主を募集する。

2 広告の内容

(1)名称 東大阪市政だより

(2)規格 サイズ:タブロイド版

ページ:24 ページまたは 28 ページ

(3) 発行部数 280,000 部(予定)

(4)発行日 毎月1日

(5)内容 広報紙(市政情報・お知らせなど)

(6)配布エリア 市内全域

(7)配布対象者 市内全世帯及び全事業所

市内の公共施設及び駅構内にも設置

3 広告の規格等

(1)掲載面 市が指定するページ

(2)位置 下 2 段

(3) 枠サイズ 基本サイズ: 縦書ページの下2段、2分の1相当分

(横書ページも同等の大きさ)

※基本サイズを変更することができる。

(4) 枠数 基本サイズで 1 発行当たり 16 枠

(5) 色数 フルカラー

※広告が目立ちすぎて市政だよりの本来の目的を損なわないよう配慮すること。

(6) 文字サイズ 6pt から36pt とする

(7)広告枠 外枠ケイは、表ケイ 0.5mm程度

※広告内右上に広告と標記する。広告のフォント、サイズはすべての広告で統一すること。

4 広告の仕様条件

広告の仕様条件は次のとおりとする。

- (1) 広告については、事前に東大阪市と協議するものとする。この場合において、双方の協議が整わないときには、その広告は掲載できない。
- (2) 掲載できる広告の範囲は、東大阪市有料広告掲載要綱、東大阪市有料広告掲載基準及び東大阪市政だより有料広告掲載要領に定めるものとし、履行期間内に改定されたときは、以後、それに

従うものとする。

- (3)掲載広告についての責任は、全て広告募集業者が負うものとする。
- (4) 完全版下データ(データの形式は EPS 又は AI による) とプリントアウトした原稿を、広報紙発行日の 1 か月前までに提出すること。
- (5)色校正については、別紙のとおり対応すること。
- (6)全てのテキストにはアウトラインを施すこと。
- (7) 広告掲載の年間スケジュールをデータ化し、市から求めがあれば提出すること。
- (8) 広告掲載は、応募券や割引券など市政だよりを切り取って使用する広告は禁止する。
- (9) 広告募集に当たっては、行政広報の公益的な性格から、市に納入する広告料を十分考慮し、適正な価格で販売しなければならない。
- (10) 営業活動の際、各種法令違反や市税の滞納などがある広告主の広告は掲載できない旨を周知すること。

東大阪市ウェブサイト有料広告募集業務仕様書

1 業務内容

東大阪市が管理運営する東大阪市ウェブサイトに広告を掲載する広告主を募集する。

2 広告を掲載するページ、位置及び掲載枠数

広告を掲載するページは、東大阪市ウェブサイトトップページの下部とし、掲載枠数、広告掲載料は受託者と別途協議するものとする。

- 3 広告の規格、色調及び禁止事項
- (1)広告の規格及び作成方法

広告の画像サイズ等は次のとおりとし、本仕様書で指定する規格により広告主の負担で作成すること。

サイズ	縦 110 ピクセル×横 220 ピクセル
画像形式	JPG、GIF(アニメ不可)
容量	15KB 以内
画像の ALT 属性	「広告:会社名」

(2)色調及び解像度

ア 文字色と背景色のコントラスト(明度差)は十分にとり、背景に模様のある画像や写真などを使用する場合は文字の周りを縁取るなどして、文字を読みやすくするよう配慮すること

イ 文字やイラスト等の解像度については適正な処理を行い、鮮明に見えるようにすること

(3)禁止機能

リンク以外の機能(script、Java applet、Flash、GIF アニメ等)は禁止とする。

(4)禁止表現

次の表現を含んだ広告は禁止とする。

- ア 「閉じる」「いいえ」「キャンセル」等の表現やラジオボタン等、閲覧者の意思に反した動きをしたり、誤解を与えたりするおそれがあるもの
- イ 入力できるように見えるテキストボックスや下に選択肢があるように見えるプルダウンメニュー 等、実際には機能しないもの
- ウ 「東大阪市防災情報」「東大阪市観光情報」「職員採用情報」等、閲覧者が市に関する情報 と錯誤するおそれがある表現
- エ その他、広告の表現として適当でないと市長が認めるもの

4 広告の掲載期間

- (1)広告の掲載期間は1か月単位とする。
- (2) 広告の掲載期間中、市の都合により広告を掲載できなかったとき(サーバ等のメンテナンス期間 及び3時間未満を除く)は、掲載できなかった期間が連続して3時間以上24時間未満の場合は「1日」、連続して24時間以上の場合は「閉鎖日数+1日」とし、広告掲載料をそれぞれ減額する。減額する金額は、年365日による日割計算により算出するものとし、1円未満は切り捨てとする。

5 広告の使用条件

広告の使用条件は次のとおりとする。

- (1) 広告については、事前に東大阪市と協議するものとする。この場合において、双方の協議が整わないときには、その広告は掲載できない。
- (2) 掲載できる広告の範囲は、東大阪市有料広告掲載要綱、東大阪市有料広告掲載基準及び東大阪市ウェブサイト有料広告掲載要領に定めるものとし、履行期間内に改定されたときは、以後、それに従うものとする。
- (3)掲載広告についての責任は、全て広告募集業者が負うものとする。
- (4) 完全データ(JPG形式もしくは GIF 形式) とプリントアウトした原稿を、掲載開始を希望する日の 25 日前までに提出するものとする。
- (5) 広告掲載の年間スケジュールをデータ化し、市から求めがあれば提出すること。
- (6) 広告募集にあたっては、行政広報の公益的な性格から、市に納入する広告料を十分考慮し、適 正な価格で販売しなければならない。
- (7)営業活動の際、各種法令違反や市税の滞納などがある広告主の広告は掲載できない旨を周知すること。

別紙 広告色校正 作業工程・日程について

- (1)【広告代理店⇒広報課】(概ね校了日の前月 15 日まで) 広告代理店が作成した広告案データを広報課へ Eメールで送付
- (2)【広報課⇒広告代理店】 広報課にて広告内容審査後、広告代理店へ修正依頼
- (3)【広告代理店⇒広報課】 広告代理店にてデータ修正後、広報課へEメールで送付
- (4)【広報課⇒広告代理店】 広報課から広告代理店へ修正確認の旨連絡
- (5)【広告代理店⇒広報課】(概ね校了日の前月末まで) 広告代理店から広報課へ「東大阪市政だより有料広告掲載申込書」および各広告原稿をカラー 印刷したものを郵送で送付
- (6)【広告代理店→印刷業者】(概ね校了日の8日前まで) 広告代理店から印刷業者へデータ送付
- (7)【印刷業者⇒広告代理店、広報課】(概ね校了日の1週間前まで) 印刷業者にて新聞プルーフを出力し、広告代理店へ郵送 あわせて、出力したものをスキャンし広報課へEメールで送付
- (8)【広告代理店→印刷業者、広報課】

修正がある場合は広告代理店が修正データを作成し、印刷業者と広報課へ送付 ※修正後の新聞プルーフ出力(2回目)による確認はありません。必要な場合は広告代理店での 実費負担になります。

(9)【印刷業者】(校了日) 校了

(注)日程は、祝休日等により変更になる場合があります。また、上記はあくまで基本工程であり、前倒しでできる場合は市の指示に従って対応いただきます。